

公共下水道設置申請書等 手 引 書

令和 5 年 4 月

柏市上下水道局 下水道工務課

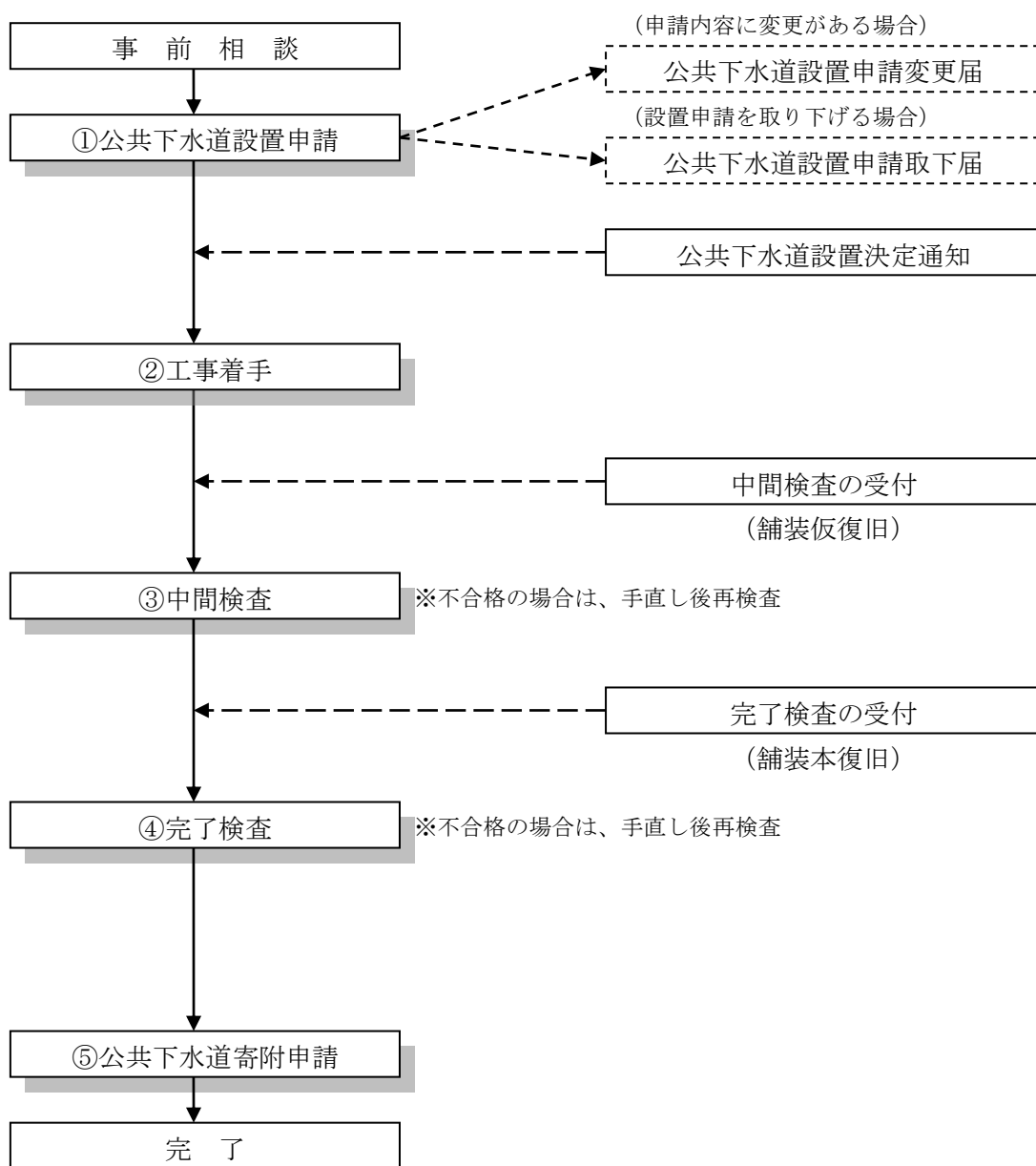
◎ 公共下水道設置申請書について

- 公共下水道設置申請書を**2部**作成し申請して下さい。
ただし、位置指定・私道の場合は**3部**提出して下さい。
後日、道路占用許可書を添付して決定通知書を渡します。
 - 記入例を参考にお書きください。
申請者の氏名自署、及び施工業者の**印**を忘れずに押してください。
※申請者が法人の場合、押印が必要です。
連絡先には**電話番号**と**担当者名**も記入して下さい。
 - 添付書類について
 - 公共汚水ますのみの場合**
案内図、平面図、取付管詳細図
 - 本管布設の場合**
案内図、平面図、縦横断図、構造図、取付管詳細図
 - 開発行為の場合**
案内図、平面図、縦横断図、構造図、取付管詳細図、開発行為協定書写し
 - 位置指定・私道の場合**
案内図、平面図、縦横断図、構造図、取付管詳細図、道路位置指定申請書および申請図写し、公共下水道施設設置承諾書（必ず日付を入れてください）、公図原本、土地登記簿謄本原本（全部事項証明書）
注① 公共下水道施設設置承諾書、土地登記簿謄本原本（全部事項証明書）、公図原本の2部は、写しで構いません。（合計3部）
注② 公図原本、土地登記簿謄本原本（全部事項証明書）の有効期限は発行日から3ヶ月以内です。
- 図面縮尺について
- 案内図（都市計画図または住宅地図） 1：1500～1：2500程度
平面図 1：500
縦横断図（縦）1：100（横）1：300
構造図、取付管詳細図 1：50程度
- 埋設物調査について
- 事前に調査した埋設物（水道、ガス、電気、通信等）の図面を提出すること。
- 道路占用申請書の提出について（設置申請書と同時に提出）
国道・県道・市道を掘削及び占用する場合は、必ず申請書の内容確認と必要部数（市道：2部・県道：4部・国道、他市道等：別途協議）を担当者に確認してから提出お願い致します。なお、申請者欄は下水道工務課名で提出するため無記名にしてください

◎ 寄附申請書について

- 寄附申請書を**1部**作成し、申請して下さい。
- 添付書類について
案内図、オフセット図、竣工図、写真（工事着手前、施工中、完了後、工事看板、安全対策）
- 下水道工務課で所有管理している管理台帳図の地盤高、流入高、流出高にあわせて記入すること。
割込マンホールを設置した場合は、そのマンホールの地盤高、流入高、流出高を記入し、前後の既設マンホールまでの距離を記入すること。
公共汚水枳を設置した場合は、新設公共汚水ますから支管までの距離及び支管から上流汚水マンホールまでの距離を記載すること。

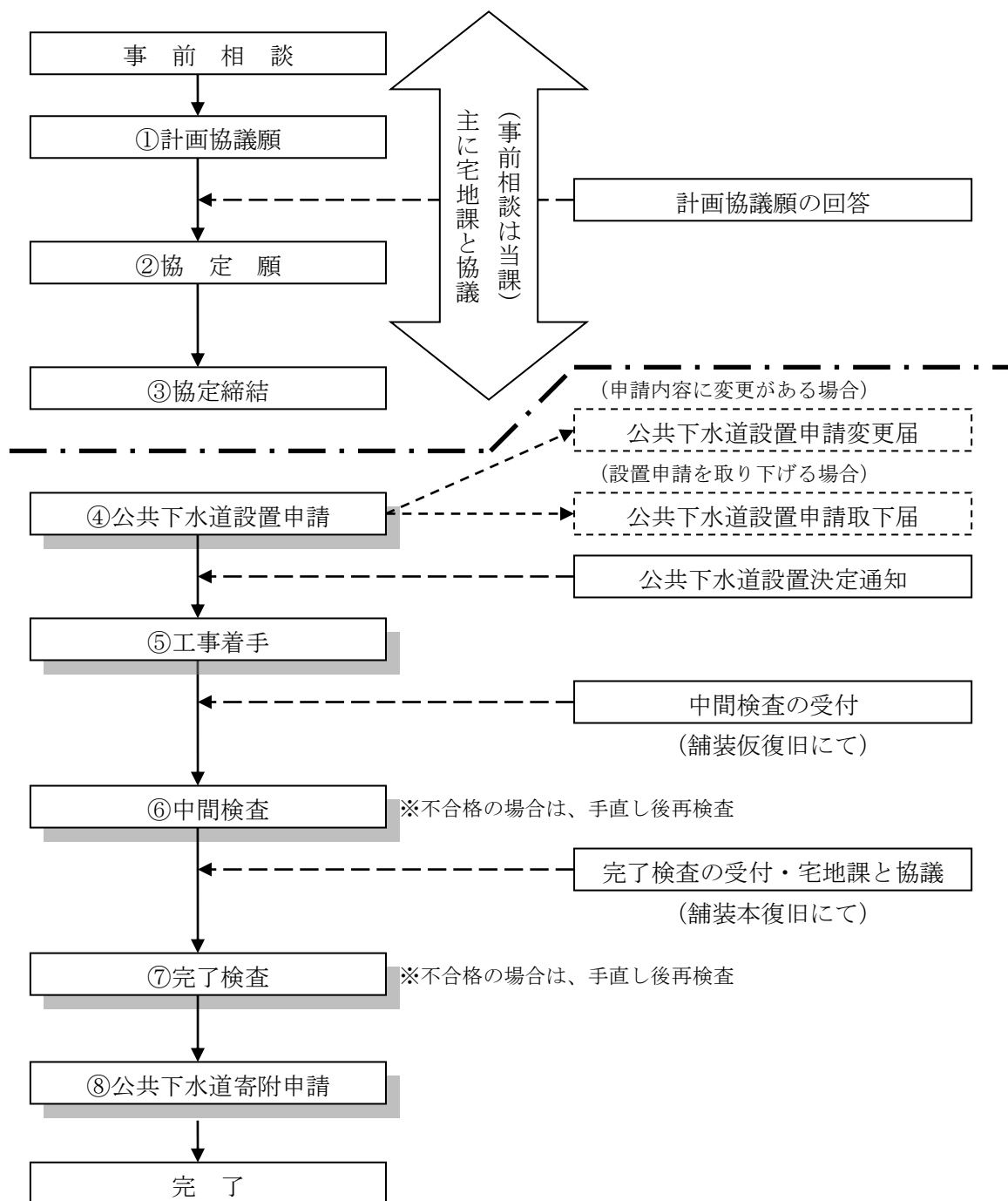
■公共下水道設置に関する手続きフロー【開発行為以外の場合】



【注意事項】

1. 検査時には、ポリタンク等に水を用意して下さい。
2. 完了検査合格後は、速やかに寄附申請をして下さい。
3. 中間検査・完了検査の申込みは、窓口または電話にて連絡して下さい。
(申込書はありません)

■公共下水道設置に関する手続きフロー【開発行為の場合】



【注意事項】

1. 検査時には、ポリタンク等に水を用意して下さい。
2. 完了検査合格後は、速やかに公共下水道寄附申請書を提出して下さい。

第 2 号様式（第 4 条第 1 項）

公 共 下 水 道 設 置 申 請 書 年 月 日 柏市上下水道事業管理者 宛て 柏市公共下水道設置等指導事務処理要綱第 4 条第 1 項の規定により，次 のとおり申請します。				
申 請 者	住 所			
	氏 名 (自 署)	※ 1	電 話	
施 工 業 者	住 所			
	氏 名	⑩	電 話	
設 置 場 所				
工 事 方 法				
施 設 の 内 容				
工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
添 付 書 類				

※ 1 法人の場合には，押印が必要です。

連絡先

担当者

電話

公 共 下 水 道 設 置 申 請 書				
年 月 日				
柏市上下水道事業管理者 宛て				
柏市公共下水道設置等指導事務処理要綱第 4 条第 1 項の規定により， 次のとおり申請します。				
申 請 者	住所	柏市柏五丁目〇番〇号		
	氏名 (自署)	柏 太郎 ※ 1	電話	7167-〇〇〇〇
施 工 業 者	住所	柏市柏一丁目〇番〇号		
	氏名	㈱ 〇〇工務店 代表取締役 〇〇 次郎	電話	7167-〇〇〇〇
設置場所	柏市新柏 2 丁目〇番〇号			
工事方法	開削工法 ※新設・交換・移設・撤去いずれか記載すること			
施 設 の 内 容	汚水管 φ 2 0 0 (V U) 延長 4 0 . 0 m 新設 1 号マンホール 2 箇所 新設 公共汚水ます (取付 φ 1 5 0) 3 箇所 新設			
工事期間	〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日			
添付書類	案内図，平面図及び縦横断図，構造図，取付詳細図			

※ 1 法人の場合には，押印が必要です。

連絡先 〇〇測量㈱
担当者 〇× 電話 7167-〇〇〇〇

第 2 号様式（第 4 条第 3 項）

公 共 下 水 道 寄 附 申 請 書

年 月 日

柏市上下水道事業管理者 宛て

柏市公共下水道設置等指導事務処理要綱第 4 条第 3 項の規定により，
次のとおり申請します。

申 請 者	住 所			
	氏 名 (自 署)	※ 1	電 話	
設 置 場 所				
添 付 書 類	案内図，竣工図，写真（工事着手前，工程及び完工後，工事看板，安全対策）			
決 定 通 知 年 月 日 受 付 番 号	年 月 日 第 号			
施 設 の 内 容				
備 考				

※ 1 法人の場合には，押印が必要です。

連絡先

担当者

電話

公 共 下 水 道 寄 附 申 請 書				
〇〇年〇〇月〇〇日				
柏市上下水道事業管理者宛て				
柏市公共下水道設置等指導事務処理要綱第 4 条第 3 項の規定により，次のとおり申請します。				
申 請 者	住所	柏市柏五丁目〇番〇号		
	氏名 (自署)	柏 太郎 ※ 1	電話	7167-〇〇〇〇
設置場所	柏市柏一丁目〇番〇号			
添付書類	案内図，竣工図，写真（工事着手前，工程及び完工後，工事看板，安全対策）			
決定通知 年 月 日 受付番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号			
施設の内容	汚水管 φ 2 0 0 （ V U ） 延長 4 0 . 0 m 新設 1 号マンホール 2 箇所 新設 公共汚水ます（取付 φ 1 5 0 ） 3 箇所 新設			
備考	※新設・交換・移設・撤去いずれか記載すること			

※ 1 法人の場合には，押印が必要です。

連絡先
担当者 電話

公共下水道設置申請変更届

年 月 日

柏市上下水道事業管理者 宛て

届出人 住所

氏名（自署） ※ 1

年 月 日に決定した申請書の内容変更を次のとおり届け
出ます。

申請者（自署）	※ 1
---------	-----

設置場所	柏市
------	----

決定通知年月日	年 月 日
---------	-------

受付番号	—
------	---

変更後	
-----	--

変更前	
-----	--

変更理由	
------	--

※ 1 法人の場合には，押印が必要です。

公共下水道設置申請取下届

年 月 日

柏市上下水道事業管理者 宛て

届出人 住所

氏名（自署） ※ 1

電話

年 月 日に提出した公共下水道設置申請書を取り下げたいので届け出ます。

申請者
住所
氏名（自署）

※ 1

設置場所

柏市

決定通知年月日

年 月 日

受付番号

—

取下げ理由

備考

※ 1 法人の場合には、押印が必要です。

公共下水道施設設置承諾書

年 月 日

柏市上下水道事業管理者 あて

土地所有者

住所

氏名

印

私が所有する下記の土地に、管きょ・汚水ます・マンホール等の公共下水道施設を設置することについて、次の確認事項を含めて承諾します。なお、土地所有者に変更があった場合、この承諾について新所有者に継承致します。

【確認事項】

- ・公共下水道施設の維持管理のため、当該土地に立ち入ることがあります。また、市が補修などの工事を行なう必要が生じた場合は協力をお願いします。
- ・市に無断で公共下水道施設の移動または撤去はできません。
- ・土地所有者が、無断で移動または撤去した場合や破損させた場合は、土地所有者の責任で復旧願います。
- ・市が当該土地を占用する期間は、公共下水道施設の用途を廃止するまでの期間とし、その占用料は無償とします。

土地の表示 柏市

所 在	地 番

【添付書類】

- ・案内図・公図原本・土地登記簿謄本原本（全部事項証明書）

別添

下水道管等の基本的な施工方法

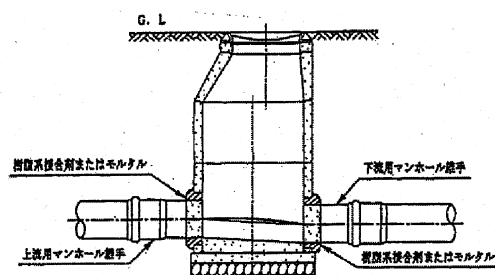
◎ 本管

- 1 柏市公共下水道計画に基づき計画する。(下水道工務課と協議必要。)
- 2 管種は、下水道用硬質塩化ビニル管とする。
- 3 口径はφ200mmを最小管径とする。
- 4 管勾配は、**2～49‰**以内とする。なお、特殊の場合は別途協議。
また、理想とする管勾配は、**5.5～17.5‰**である。
- 5 最低土被りは、**1.0m**とする。国県道等は、別途道路管理者と協議。
- 6 基礎は砂基礎とし、 $t=100\text{mm}$ 以上とする。なお、特殊の場合は別途協議。

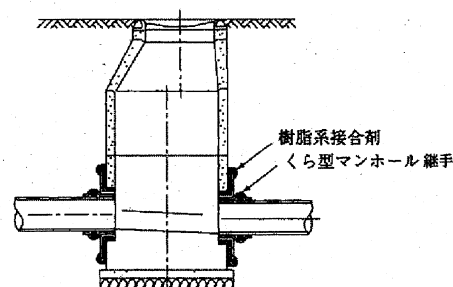
○ マンホール

- 1 **1号マンホール**を標準とする。ただし、行き止り道路等で現場状況および将来当該人孔に上流側から汚水本管の接続が見込まれない場合は、0号マンホールも可。
また、埋設物の関係等でマンホールが設置できない場合は、別途協議。
- 2 管径300mm以下で管渠の方向に変化がなく、かつ当該管渠へ途中からの汚水本管の流入がない場合に限り最大人孔間隔は、75mとすることができる。特殊な場合は別途協議。
- 3 管渠の段差が60cm以上のときは、原則として内副管付マンホールとする。
また、インバートは下流の管径及び勾配に合わせる。
- 4 蓋は柏市型のデザイン蓋を使用すること。
- 5 上・下流管の流底に2cm以上の落差を設けること。
- 6 蓋の荷重規格は、車道幅員5.5m未満はT-14、5.5m以上はT-25を使用すること。(側溝は除く)
- 7 蓋と側塊との固定に「変形防止用ボルト」を使用する。
- 8 マンホールの高さ調整を「無収縮モルタル」の使用を標準とする。
- 9 足掛け金物は、原則として40cm(ポリプロピレン防錆被覆)を使用し、30cm間隔で設置する。
- 10 開削工法により、硬質塩化ビニル管を新設する場合は、マンホールと管きよの接続部にマンホール用継手を使用して、マンホールと管きよの接続部を柔構造とする。推進工法により硬質塩化ビニル管を布設する場合は、マンホールと管きよの接続部は立坑内の配管であり、開削工法に準じた考えとし、くら形マンホール継手を使用することを標準とする。
- 11 マンホール深さ2.0m以上の場合は、転落防止梯子を設置する。

① 上流用・下流用マンホール継手を使用する場合



② くら型マンホール継手 (JSWAS K-6) を使用する場合

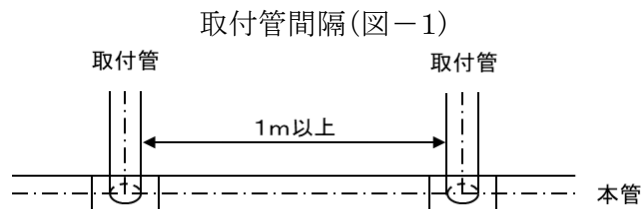


○ 公共汚水枳

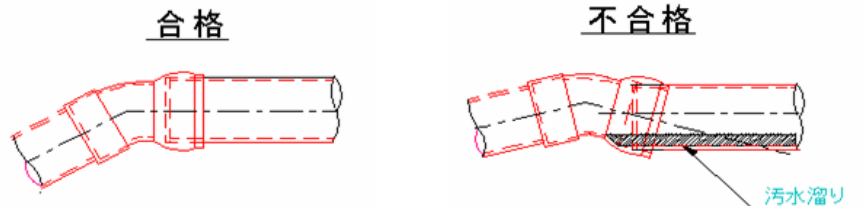
- 1 塩ビ枳(内径200mm)を標準とする。
- 2 設置位置は当該宅地と道路の境界付近の道路上とする。特殊の場合は別途協議。
- 3 蓋は柏市型のデザイン蓋を使用すること。また铸铁製の防護ハット型(荷重規格はマンホール蓋と同じ)を使用し内蓋式とする。
- 4 公共汚水枳の深さは原則800mm以上確保すること。
- 5 大規模施設、及び集合住宅は別途協議。

○ 取付け管

- 1 管種は、下水道用硬質塩化ビニル管とする。
- 2 管径は、150mmを標準とする。
- 3 勾配は、**10‰以上**とする。
- 4 本管の取付部(断面)は、60度又は90度支管を用い、本管の中心線より上方45度付近を原則とする。但し、困難な場合は、本管の上部120度の範囲とする。
- 5 取付管の曲管は1箇所以内とすること。
- 6 取付管の本管への接続間隔は、原則1m以上離れた位置に設けること。(図-1)
- 7 曲がりに自在曲管を使用する場合、原則として、曲がり角度を大きくする方向で用いること。(図-2)
- 8 取付管と他占用管との離隔は、原則並行なら300mm、交差は150mm以上間隔を設けること。



自在曲管使用時の合否(図-2)



○ 下水道用地

本市に帰属される下水道用地の基準は次のとおりとする。

- 1 下水道用地の幅員は**2.0m以上**を原則とする。
- 2 用地の周囲にはエキスパンドフェンスまたは亜鉛メッシュフェンス(高さ**1.8m**以上)及び上流下流に門扉を設置し、本市が指定する南京錠を使用し、本市に寄付する。
- 3 用地はフィルター層(砂)**5cm**、路盤(再生クラッシャーランRC-40)**10cm**以上、表層(透水性アスファルト混合物)**5cm**以上で境界ラインまで舗装を施す。
- 4 用地の周囲に境界杭を埋設する。

宅内排水設備について

◎ 排水管の内径について（柏市下水道条例第3条第4号）

排水人口150人未満……………径100mm以上
排水人口150人以上300人未満…径150mm以上
排水人口300人以上600人未満…径200mm以上
排水人口600人以上……………径250mm以上

○ 宅内管勾配について（柏市下水道条例第3条第4号）

径100mm……………2.0/100以上
径150mm……………1.7/100以上
径200mm……………1.5/100以上
径250mm……………1.3/100以上

○ 宅内管延長について（下水道法施行令第8条第8号ハ）

内径又は内のり幅の120倍以内とする。

〈例〉径100mmの場合12m以内に柵を設置しなければならない

○ 宅内柵の大きさについて（柏市下水道条例施行規程第5条第5号）

柵 の 深 さ	コンクリート・ポリプロピレン製	硬質塩化ビニル
300mm以上～700mm未満	300mm	150mm
700mm以上～900mm未満	350mm	
900mm以上	400mm	200mm

○ 宅内の土かぶりについて（柏市下水道条例施行規程第5条第6号）

排水管の土かぶりは、私道内では45cm以上、宅地内では20cm以上を基準とする。

○ その他

- ① 食堂・料理飲食店等で油脂分を排水する排水設備にあつては、グリストラップを設置すること。
- ② 受水槽のオーバーフローは汚水へ接続すること。外流しの排水をはじめ屋外の排水設備は雨水が混入しないように施工し污水管へ接続すること。
- ③ ゴミ置き場に水道（蛇口）を設置するときは、雨水が入らないように施工し、その排水は污水管に接続すること。
- ④ ボイラ、熱交換器及び給湯タンク（ヒートポンプ給湯器、電気温水器、潜熱回収型給湯器等も含む）から発生する排水（ドレン、凝縮水等）、蒸気管のドリップ排水等は污水管へ接続すること。
- ⑤ 排水設備工事完了後は5日以内に完了届と検査願を提出し、検査を受けること。